

写

令和5年度に向けた  
守山市農業施策について

# 意見書

守山市農業委員会

守農委第 217 号  
令和 4 年 11 月 16 日

守山市長 宮 本 和 宏 様

守山市農業委員会  
会長 秋山 新治

令和 5 年度の守山市農業施策について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定により意見いたします。

## は じ め に

貴職におかれましては、守山市の農業振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動にも多大な御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足をはじめ頻発する自然災害に加え、終わりの見えない新型コロナウイルスの影響に依然として苦しい日々が続く中、国際情勢は過去に類のないほどの緊張を見せています。食の観点から見ても、現在の情勢を強く反映しており、食に関する物価上昇や、長く懸念されているカロリーベースにおける食料自給率は38%と低く推移し、日本の食料供給は諸外国に頼らざるを得ない状況にあるなど国民の不安は高まるばかりであります。食料自給率を引き上げ国民の食に対する安全・安心な生活を守るためには、農家をはじめとした農業振興、農業経営を幅広い視点から考える必要があります。

本市農業が「成長産業」として発展していくためには、農業者が将来を見据え、持続的に農業に取り組んでいくことができる環境であることが重要です。そのためには、市の農政に関わる全ての組織が一体となって、農地等の利用の最適化を強力に推進し、農地等の利用の効率化と高度化を支援していくことが必要と考えます。また、市が農業経営充実のための有効な施策を実行することで、農業の魅力を高め、新たな農業者の参入や経営規模拡大につながり、農業者の所得が向上することで、さらに農地等の利用の最適化が進展していくものと考えます。そのためにも、地域の農業を様々な形で支えている既存農家への適切な対応を期待します。

つきましては、守山市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見を申し上げますので、次年度の農政の取り組みとあわせご回答をお願い申し上げます。

## 1 担い手への農地の集積・集約化について

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改修、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 地域の農業の担い手として集落営農法人は、農地中間管理事業制度や機構集積協力金事業などの各種優遇措置を受けられることから推奨されているが、一方で集落営農法人の立ち上げ時や役員交代時におけるリーダーの存在が大きな課題となっている。については、地域集落農業の持続発展に向け、リーダーの育成の支援を図られたい。
- (2) 認定農業者が継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努められたい。  
また特に、肥料や農業用ビニール、鉄骨、段ボール等の資材、燃油等が高騰し、生産経費が増加していることから、県の支援と合わせて拡充を行われたい。
- (3) 農業従事者の高齢化による大量離農が現実のものとなり、地域の担い手への期待はますます大きくなる一方、担い手の負担も大きなものになりつつあり、現状ではこれ以上の拡大ができなくなって来つつある。担い手が安定的かつ効率的に農業経営ができ、さらなる農業規模拡大へとつながるよう、労働力の確保やスマート農業に代表される省力化を実現する機材に対する助成などの支援策について検討されたい。
- (4) 本市の農地は、農業生産基盤整備事業により整備された生産性の高い優良農地を確保・保全しているが、整備後年数が経ち用排水路などの農業用施設が老朽化している。担い手が効率的な農業経営を営めるよう地域農業の実情を考慮して、農地中間管理機構関連農地整備事業等により農地の大区画化や道路・用排水路等の再整備を進められたい。

## 2 新規就農者および農業後継者の育成について

- (1) 高齢化等により離農される農業者の農業経営基盤は重要な財産であり、その有効な利用に向けて第三者継承へと引き継ぐ体制が必要である。新規参入者や農業に関心のある若者を呼び込む優良事例の紹介、また幅広い分野への広報活動など第三者等に継承する仕組みの構築をされたい。
- (2) 農業経営体の中で兼業農家・小規模農家は減少傾向にあるが、農家は農業・農村が持つ多面的機能の発揮や集落のコミュニティに欠かせない存在であり重要な役割を果たしている。そのため将来にわたって農業・

農村を維持できる施策の展開を図られたい。

- (3) 担い手そのものが高齢化が今後の課題となりうる状況でもあり、「(仮称)担い手等の連絡会」の設立など情報交換の場の設置などに取り組み、次世代の担い手育成に努められたい。
- (4) 農産物の生産技術や経営学を学べる県立農業大学校は、新規就農を目指す若者にとっては有効であるが、農業大学校の就農科に入学する条件である農地の確保等が大きなハードルである。このような現状を調査し、県に対し制度の見直しを要望されたい。

### 3 遊休農地の解消について

遊休農地は、農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼすことから農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し農地パトロールや意向調査などを実施している。そして遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動を行っており、その活動により令和3年度は約1.8haの遊休農地の解消を図っているが依然として約8.9haの遊休農地があり、更なる解消に向け推進しなければならないことから、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 高齢農業者の離農と、相続等に伴う不在地主の増加により遊休農地が加速度的に増大することが大変危惧される状況である。関係機関と協議を行い、農作業受委託の受け皿となる組織の創設を促すとともに、耕作放棄地再生利用事業の拡充を検討するなど、さらなる改善を図られたい。
- (2) 地域における用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については参加者が年々減少し、担い手にとって大きな負担となっているだけでなく、農地の集積・集約化の支障、遊休農地の発生の原因にもなっている。

そうした中、地域の共同作業の位置付けとして日本型直接支払制度の滋賀県版の「世代をつなぐ農村まるごと保全事業」を活用することは有効な施策であることから、今後も各組織の取り組みの継続に向けて、地元の事務負担の軽減を促されたい。

### 4 女性農業者等の育成・確保について

本市農業の持続的発展のためには多様な人材の育成・確保が必要であり、中でも生活者や消費者の視点を持つ女性農業者の意見を取り入れることでイノベーション効果が期待されている。

- (1) 女性は、農業と地域の活性化において重要な役割を果たし6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、女性農業者が地域農業の担

い手として活躍できる場の創出および女性農業者の育成についての施策を展開されたい。

- (2) 女性の農業委員への登用については、国および県の計画ではその割合を30%とする目標を定めているところである。

現在、県全域で女性農業委員54人、女性農地利用最適化推進委員2人が活躍され、本市においては農業委員2名が女性ならではの視点を活かした活動をされ、農業委員会活動全体の幅が広がっているだけでなく地域農業者の良き相談相手としても厚い信頼を受けており、女性の委員が益々求められているところである。

については、次期の改選における農業委員の任命にあたり、地域農業の振興に熱意を持って取り組む行動力のある女性を農業委員として現体制以上の人数を任命されたい。

#### 5 「地域計画」の取り組みについて

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」が法定化され、市が「地域計画」を令和7年3月までに作成することとなった。そして、市の求めに応じ農業委員会が貸し手受け手の意向調査を実施し、「目標地図」の素案の作成を行うものとされたところである。

法改正の主旨を円滑に推進するために、その作成方針・区域設定、スケジュール等「守山版策定マニュアル」を作成する等、早急に進められたい。

特に、地域計画を作成されるに当たり、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」を定めなければならない事項となっている。そうした中、農業振興地域整備計画に位置付けられている農用地区域内農地いわゆる青地の一部に狭小農地などが散見されており、現況を調査の上、必要な見直しに取り組まれたい。

#### 6 学校給食への地産地消について

学校給食が地域の産物を活用することは、児童生徒が給食を通して特有の風土の中で培われた食文化や農業をはじめとする地域の産業の状況を理解し農作物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育むなどの教育上の効果がある。学校給食法には、「学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地域の産物を活用するなどの創意工夫を通じて、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めること」が規定されている。

については、地産地消の観点からも学校給食の献立にある「守山の日」「滋賀の日」にかかわらず、積極的に地元農産物の利用を促されたい。

## 7 農村における環境への配慮について

令和4年7月に施行された「みどりの食料システム法」を受け、滋賀県および県内19市町では「滋賀県みどりの食料基本計画」を決定し、環境に配慮した農業に取り組む農業者等には、機械を導入する際に税制面等での優遇措置を受けられることになった。については、農業の環境負荷低減につなげ環境と調和のとれた持続可能な農業を目指すため、同計画を周知推進されたい。

## 8 農業組合への支援について

各地域の農業組合は、農業者の高齢化や離農等により集落の農業組合の組合員が減少し、組織の存在が危ぶまれている。

集落の農業組合は、地域の農業推進の中心的な役割を担い「人・農地プラン」や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」など地域の農業になくってはならない組織であることから、農業組合の存続と活性化に向けた支援策を検討されたい。

## 9 農業委員会事務局の体制強化について

農業委員会は、農地法に関する業務に加え、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、市による「地域計画」の策定が法定化されたのを受け、農業委員会が市の求めに応じ「目標地図」の素案の作成が新たな業務として位置づけられたところである。

安定的な農業経営、農業施策の実現に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動はさらに多様化・複雑化され、委員の活動をサポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量はさらに大きくなっている。

そうした中、国としても農業委員会事務局の体制強化を打ち出し、また県においても市に対し農業委員会の体制強化について配慮するよう通達が発せられている。加えて今日の本市においては、他市になく都市開発が活発であり農地の権利移動や転用など農地法に関する協議や許可等の事務に忙殺している現状がある。

このような現状を踏まえ、法改正の主旨を受け大きく制度改正がなされ、政策推進を進めるに当たり、事務局体制の強化、人員体制の充実の必要性を十分認識され、正規職員による適正配置をされたい。